

) 国立大学法人山梨大学 中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>山梨大学の現状</p> <p>山梨大学は、平成14年10月に旧山梨大学と旧山梨医科大学を統合し、新たに、山梨大学として発足した。</p> <p>山梨大学は、教育人間科学部、医学部及び工学部の3学部から構成され、あわせて全国でも唯一の医学、工学の領域を融合した大学院（医学工学総合研究部・同教育部）を有する特色ある大学である。</p> <p>さらに特色の一つとして、21世紀COEプログラムにアジアモンスーン域流域総合水管理研究教育が認められたこと、また、経済活性化及び持続型社会形成のための研究開発プロジェクトとしてクリーンエネルギーの研究開発に関する次世代型燃料電池の研究・開発プロジェクトが認められたことにより、これらの分野の研究及び人材育成の拠点となっていることなどがあげられる。</p> <p>なお、地域連携推進事業や大学知的財産本部整備事業も認められ、本学の知的資源を地域活性化や文化の向上に活かす取組みが一層活発化している。</p> <p>山梨大学の基本的な目標</p> <p>上記の現状を踏まえ、「地域の中核・世界の人材」を山梨大学のキャッチ・フレーズとし、学則に定める本学の目的及び使命実現のために以下の目標を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅広い教養と深い学識と創造性、自律性、倫理観をもつ知識人、科学者、専門的職業人や21世紀における国際人として様々な課題に対処でき実行能力を持つ人材を育成する。 2 各学部、大学院における個別的な研究教育に加え諸学の融合による新領域の研究教育を拓き推進する。 特に医工教融合の研究教育における拠点大学としての充実を図る。 3 開かれた大学として、地域の様々な要請に応える学 	

<p>術文化のセンターとなると同時に国際的な要請にも応えるべく世界に向けて積極的に進出する。</p> <p>4 上述の大学の事業において国際水準を凌駕することを追求する。</p> <p>5 特に大学統合を先駆けた大学として、上述の目標達成のための附属施設を含める全学的な取組みを通じて全学の一体感を構築する。</p> <p>6 これらの目標達成のため、その達成状況や取組み状況を点検し、改善の仕組みや改善の結果を明確にするとともに、学生及び社会のニーズを反映できる柔軟な組織を構築する。</p>	
<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科等を置く。</p>	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>【学士課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな教養と深い専門性をもち、地域社会の調和と発展に寄与する、問題解決能力に優れた人材を育成する。 	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>【学士課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養教育は、教育人間科学部、医学部、工学部の連携による全学協力体制のもとで、人文社会科学から自然科学、生命科学の各分野からなる基本教養科目、総合科目、共通外国語科目、共通保健体育科目、主題別科目及び開放科目を通じ、豊かな教養を育む。 ・基礎的教養学力の達成についての点検を行い、改善を図る。 ・国際人としての資質を高めるために交換留学制度等を通じ英語によるコミュニケーション能力や異文化理解を向上させる。 ・卒業後の進路等に関する目標（就職、大学院への進学等）を設定させ、目標に向かってその向上を図る。 ・在学生の単位取得数の点検・評価を実施する。 ・各学部において取得できる資格について、その資格取得状況の点検・評価を行い、改善を図る。 ・在学生・卒業生・就職先企業・自治体等に教育成果に関するアンケート調査を定期的実施する。

【大学院課程】

- ・ 諸学の融合を図り新たな知の創造と継承を担う高度専門職業人及び研究者を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

【学士課程】

アドミッション・ポリシーに関する基本方針

- ・ 少子化、高等教育の多様化、基礎学力の低下等の問題に対応し、受験生の能力・適性を多角的に判定する選抜方法を検討する。

高等学校との連携に関する基本方針

- ・ 高等学校関係者との相互理解の促進を図る。
- ・ 高等学校の進路指導へ積極的に協力する。
- ・ 高校生が大学教育に触れる機会を拡大する。

教育課程に関する基本方針

- ・ 学習到達目標を提示して意欲的に学習に取り組めるよう配慮する。
- ・ 社会のニーズや動向を先取りした教育内容や教育方法を検討するためのシステムを構築する。

- ・ 地域に対する関心を高め、地域に参画するカリキュラムを整備する。

- ・ 学生の自主的で目的意識をもった学習態度を涵養するために履修単位の上限設定を検討する。

教育方法に関する基本方針

【大学院課程】

- ・ 専門性を重視しつつ関連する学問分野との融合を図る。
- ・ 卒業後の進路等に関する目標（就職、博士課程への進学等）を設定させ、その達成を図る。
- ・ 在学生・修了生・就職先企業・自治体等にアンケート調査を定期的実施する。

各年度の学生収容定員は、別紙のとおりとする。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・ 入試広報体制を整備・充実し、入学後の追跡調査結果等を入試に反映する仕組みを確立する。

高等学校との連携に関する具体的方策

- ・ 高等学校関係者との定期的な協議の場を設ける。

- ・ 高校生対象の公開授業の授業科目数を増やすなどして充実を図る。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ・ 電子シラバスの記載項目を増やすなど内容の充実を図る。

- ・ 教養教育等の共通教育カリキュラムに関しては、社会的ニーズに適切対応して改善を図る。

- ・ 教養科目と専門科目の体系的な整備を行う。

- ・ ISOに関連した環境科目の充実を図る。

- ・ 地域産業界等と連携し、インターンシップ制度を充実する。

- ・ 1年間に修得できる単位数の上限について検討する。

- ・ 適正な修得単位数について検討するなど、卒業要件の見直しを行う。

- ・ 教育人間科学部では、就職と関連する資格取得を目指したカリキュラムの充実・改善を図る。

- ・ 医学部では、保健所、診療所等の地域医療の現場での実習を一層推進する。

- ・ 工学部では、ものづくりの楽しさや重要性を理解させるために「ものづくり教育実践センター」の充実を図る。

- ・ 工学部では、日本技術者教育認定機構（JABEE）が教育プログラムに要求する事項を満たすようにカリキュラム及び教育システムの改善を進める。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・学部横断的な少人数教育を充実する。
- ・教養教育を充実する。
- ・教員の教育能力の向上を図る。

成績評価に関する基本方針

- ・厳格な成績評価システムを導入する。
- ・成績評価基準、評価方法を学生に公表する。

【大学院課程】

アドミッション・ポリシーに関する基本方針

以下の方針に応じた選抜方法を検討する。

- ・地域や社会のニーズをふまえた適正な人材を選抜する。
- ・医学・工学・人間科学分野の知識・技術を基礎とする高度な研究者を目指す学生を選抜する。
- ・社会人・外国人留学生の受入れ態勢をさらに整備する。

教育課程に関する基本方針

- ・教育体制の多様性について検討する。

教育方法に関する基本方針

- ・対話型の授業形式を中心とする。

成績評価に関する基本方針

- ・厳格な成績評価システムを導入する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

教職員の配置に関する基本方針

- ・社会の変化、ニーズに適合した教育を行うために人員を配置する。

- ・教員の流動性を活発にし、教員以外の教育支援者を活

- ・異なる学部学生からなる少人数教養ゼミを充実する。
- ・少人数教育の効果を高める。
- ・FDを全学的に推進する委員会を設置する。
- ・教員の教育評価システムを構築する。
- ・授業時間以外の自主学習（予習・復習等）環境の整備を図る。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・GPA制度など適正な成績評価方法について検討する。
- ・全科目について到達目標、成績評価基準を検討し、電子シラバス上で公表することを推し進める。

【大学院課程】

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・大学案内、インターネット・ホームページ（日本語及び英語）等で教育研究の体制・内容を周知する。

- ・長期履修学生制度の導入を検討する。
- ・社会人の教育を充実するために昼夜開講制を推進する。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ・広い視野にたった学問分野の融合的な研究教育体制を構築する。
- ・電子シラバスの記載項目を増やすなど内容の充実を図る。

授業形態、学習指導法に関する具体的方策

- ・ゼミ形式による少人数教育を充実する。
- ・複数の教員による多面的な論文指導の充実を図る。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・最終試験の公開を原則とする。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・大型研究プロジェクトなどにおいて、任期制による優れた研究者の採用により、研究を通じて高度教育の充実を図る。
- ・非常勤講師の配置の見直しを行い、バランスの取れた教育を行う。
- ・医学・工学融合領域での充実した教育を行うために必要な指導教員の適正な配置について検討する。
- ・TA・技術職員等の具体的配置方法を検討する。

<p>用する。</p> <p>教育環境の整備に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義室及び自主学習に必要な施設・設備を整備する。 ・情報ネットワークを整備・拡充する。 <p>教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育の質的向上を図る。 ・教育方法の見直しと改善を継続的に行う。 ・学生による授業評価システムを充実する。 ・第三者による教育評価システムを検討する。 <p>(4) 学生への支援に関する目標</p> <p>学生への学習支援に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生相談体制を充実する。 <p>学生への生活支援等に関する基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学外の有識者を特別講師として招聘するなど、教育の幅を広げる。 <p>教育に必要な設備、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義室等キャンパス学習環境整備計画を策定する。 ・情報支援体制の整備・拡充を図る。 <p>教育環境の整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の講義室をマルチメディア教室に改修するなど、多様な授業形態に対応できる教育環境の整備を計画する。 ・甲府キャンパスと玉穂キャンパスとの授業交流を促進するための遠隔授業環境を充実する。 ・学生及び教員の交流スペースの拡充を図る。 ・バリアフリー環境整備計画の策定とキャンパス施設のユニバーサルデザイン化に向けた改善策を検討する。 <p>教育活動の評価及び評価結果等を質の改善につなげるための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育に関する研究・調査を行う組織の設置を検討し、高等教育の質的向上を図る。 ・自己点検・自己評価結果の教育活動へのフィードバック体制を整備する。 ・学生による授業評価を実施し、その結果を公表するとともに、教員の授業改善につなげる現行の評価システムを充実させる。 ・第三者による教育評価システムを検討し、その結果を授業改善にフィードバックできる体制を整える。 <p>教材、学習指導法に関する研究開発及びFDに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導法を検討するために、FDを全学的に推進する委員会を設置する。 <p>研究教育の実施体制等に関する特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21世紀COEプログラム「アジアモンスーン域流域総合水管理研究教育」により、実践的に研究教育するための拠点を形成する。 ・経済活性化及び持続型社会形成のための研究開発プロジェクト「次世代型燃料電池の研究・開発プロジェクト」に採択されたクリーンエネルギーの研究開発等を通じ、クリーンエネルギー研究センターを核に該当分野の人材育成拠点を形成する。 <p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフィスアワーを設け、学生の学習相談に応じられる体制を検討し、整備する。 ・学生相談室（保健関係以外の事項）を設置するなど、体系的な相談体制を構築する。 <p>学生への生活支援等に関する具体的方策</p>
--	---

・学生の要望を反映させる体制を整備する。

・福利厚生施設の効果的な利用を促進する。
・就職支援体制を整備する。

・課外活動への支援体制を確立・整備する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

本学の研究基盤となる教育人間科学、医学、工学及び医工連携分野の幅広い基礎、応用研究の研究水準は国際的に評価される水準を目標とする。

特に社会的需要の高い研究及び本学の特色のある先端的研究分野での研究水準は世界をリードする水準とする。

得られた研究成果は積極的に国内外に発信し、文明の発展に寄与すると共に新産業創成の核とすることを目標とする。

- ・専門カウンセラーの配置など保健管理センターを中心とした学生相談体制の整備・充実を図る（セクハラ・アカハラ対策を含む）
- ・学生の抱える諸問題について適切に対応できる仕組みを作るために、休・退学、留年などの実態調査をきめ細かく実施・分析する。
- ・留学生センターを中心として外国人留学生の経済的・社会的問題に対応できる支援体制を強化する。
- ・福利厚生施設を多目的に活用するシステムを整備する。
- ・就職支援組織の機能の拡充及び人的配置を検討する。
- ・キャリアアドバイザーを常置し、個人のキャリア形成という視点にたつて、職業観や勤労観を身に付ける指導のみでなく、自己の個性を理解した上で、主体的に進路を選択できる指導を実施する。
- ・後援会や同窓会などと連携し、体育系・文化系サークルの学生組織の整備・充実を支援するとともに課外活動の活性化や、施設の整備、学生表彰制度の充実を図る。
- ・リーダー研修を恒常的に実施し、学生の自主的な活動を支援する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- ・基礎及び応用分野の基盤的な研究を継続的に発展させるとともに、学内外で行う特徴ある諸学融合的プロジェクト研究を発展させる。
- ・プロジェクト研究を進展させるため、国内外の大学や研究機関及び民間企業等の研究者の人事交流を推進する。

大学として重点的に取り組む領域

- ・教育人間科学、医学、工学及び医工連携の各研究分野において、それぞれに優れた基礎研究と国際的に高い水準の研究及び地域の特性を活かした分野での先端的研究を推進する。
- ・教育人間科学部は、地方自治体（県、市等）、学校、企業等と連携した現代社会のニーズに対応した研究を一層強化する。
- ・医学工学総合研究部医学学域では、基礎医学研究及び実地医療に有用な医学・看護学研究を推進する。
- ・医学工学総合研究部工学学域では、科学技術立国の中核課題をなす高機能物質の創製とナノデバイスの開発、ソフトウェアと情報通信及び機械システムの融合研究、持続社会形成のための技術開発と環境の管理・評価手法の開発等の先進的研究に取組む。
- ・医学工学総合研究部医学工学融合学域では、生活しやすい高度情報化された医療福祉社会の実現や先進医療を推進するための研究、及び健康予知医学研究を推進する。
- ・クリーンエネルギー研究センターでは、21世紀の最重要課題であるエネルギー・環境問題の根本的対応策となる高効率・無公害燃料電池や太陽電池・半導体用材料に関し、

<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>研究者等の配置に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究活動の活性化と高度化につながる研究体制の整備を目指す。 <p>研究環境の整備に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 特色ある研究、先端的研究の拠点となるための施設・ 	<p>世界をリードする研究を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アジアモンスーン域流域総合水管理に関する研究において、世界拠点を形成する。 <p>成果の社会への還元に関する具体的目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 成果は積極的に国内外の主要論文誌に掲載すると共に知的財産権の取得、管理および活用を積極的に行う。 研究成果の展示発表会を定期的に開催する。 (株)山梨ティー・エル・オーを通じての特許取得率をあげ、研究結果の民間への提供により社会へ研究成果を還元する。 知的財産の創出、取得、管理及び活用のため、(株)山梨ティー・エル・オーを積極的に活用する。 兼業を促進する制度を検討する。 研究成果物の電子化(メタデータベースの構築)を行い、広く社会に開放する。 <p>研究の水準・成果の検証に関する具体的方策</p> <p>各部局及び個々の研究者に至るまで研究目的・目標を明確にし、研究成果を達成し、事後の改善が可能となるように研究の水準、成果の検証に関する評価システムの確立を図る。</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>適切な研究者等の配置に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい知の創造を目指した大規模プロジェクト研究に積極的に参加できるよう、部局を超えた研究グループの編成とそれを全学的に支援する体制を整備する。 世界トップレベルで研究を進めている研究者や研究グループを時限付きで組織化し、部局横断型の戦略的研究プロジェクトを推進する。 大型競争資金獲得者に対する人員の優遇配置を検討する。 国際的に高い水準の研究に対して人員の重点配分を検討する。 サバティカル制度の導入を検討するなど、一定期間、自由に研究活動に専念できるように研究時間を保証する制度の整備を図る。 <p>研究資金の配分システムに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型研究プロジェクトに対し人員、施設、研究費の重点的な配分を検討する。 若手研究者については、研究費について一定の額を確保して配分する。 優れた萌芽的研究を評価するシステムを構築し、研究費の一定額を配分する。 国際的に高い水準の研究に対して予算優遇措置を検討する。 評価結果を反映する予算の傾斜配分を検討する。 <p>研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 科学技術の革新に対応し、設置機器の計画的な整備充実を図る。
--	---

<p>設備の整備・充実を目指す。</p> <p>研究の質の向上システムに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究業績評価のシステムを構築する。 <p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標</p> <p>教育研究における社会との連携・協力に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会と大学との将来にわたる真のパートナーシップを確立し、大学全体として地域連携の組織的・総合的な取組みを推進する。 <p>産学官連携の推進に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の企業や研究機関との学術面、技術面における連携を積極的に推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用機器の効果的な利用を可能にするシステムを構築する。 ・大型競争資金獲得者、国際的に高い水準の研究に対してスペースの優遇措置を検討する。 <p>知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産経営戦略本部、(株)山梨ティー・エル・オー、地域共同開発研究センターが連携し、共同研究等をコーディネートしつつ、本学の知的財産を核に共同研究、受託研究を積極的に図り、知的財産の創出、取得、管理及び活用を推進する。 ・大学及び(株)山梨ティー・エル・オー主催の研究成果展示発表会で成果を公表する。 <p>研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部局毎及び個々の研究者の研究活動を評価するシステムを構築する。 ・目標の達成度を自己評価し、その結果を改善に結びつける体制を整備する。 <p>全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内だけでなく、海外の研究機関との共同研究を積極的に行う。 <p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置</p> <p>地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の大学に対するニーズを掘り起こすためのシステムを確立する。 ・地域社会と真のパートナーシップを築くため、「山梨大学・山梨県連携推進協議会」を中心に地域社会と大学が一体となって連携事業を進める。 ・国内外の地域社会の学習意欲、ニーズを把握し、アジア諸国の教育研究機関及び地域社会における公開講座・出前講座(生涯教育・リカレント教育)を推進する。 ・大学の施設・人材の社会への提供を積極的に行う。 ・イベントの実施などにより大学教育のPRを積極的に行う。 ・県内の教育情報に対するサポート体制を確立する。 ・地域の情報教育のデータベース化を推進する。 <p>産学官連携の推進に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業への直接的な指導を行う。 ・ベンチャー企業設立の促進に貢献する。 ・地方自治体が直面する課題に対して学術的な側面から協力する。 ・受託研究、共同研究など産学官共同研究事業を推進する。 ・本学で創出される知的財産権を核にして、知的財産の地域への還元、産業界への還元を行う。 ・社会に対し、学術・技術情報の積極的な提供や相談事業を行う。 ・地域社会・産業と連携したネットワークを構築する。
---	--

<p>地域の公立大学との連携・支援に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内公立大学との教育研究面における連携を積極的に推進する。 <p>国際交流・協力等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生の積極的な受け入れを図る。 ・日本人学生の海外派遣や外国人留学生の地域交流を推進するなど、学生の国際交流の活性化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・本学の研究面における世界的な存在感を高めるために国際戦略を策定し実行する。 ・教職員の国際的な場での活動を促進する。 ・外国人に対する門戸を広げ、国際的な交流、連携、協力体制を整備する。 <p>(2) 附属病院に関する目標</p> <p>診療水準及び診療の成果等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な診療技術を身に付けた医師、看護師を養成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・高度先進医療を推進する。 ・患者の意見を反映できる医療を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開を推進する。 <p>診療実施体制等の整備に関する目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知的・人的・物的資源を社会で活用させるための学内組織・制度を整備する。 <p>地域の公立大学との連携・支援に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内公立大学との連携を密にし、情報交換を図る。 <p>留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等によって外国を対象とした大学の教育・研究に関わるPRを充実する。 ・海外の大学の情報提供や語学研修などにより、日本人学生の海外派遣に対する支援施策を充実する。 ・提携外国大学との学術交流、外国人留学生支援をさらに多面的に推進する。 <p>教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力を推進するために、外国人留学生及び技術者を積極的に受け入れるとともに、教職員を現地に派遣し、現地での協力関係を構築する。 ・外国人留学生受入体制を整備し、そこで定める受入方針に基づき、留学生に対するきめ細かな教育研究指導の充実を図る。 ・外国人研究者を積極的に受け入れるための制度を検討し、学術研究及び国際交流を推進する。 ・海外の大学との教育・学術交流の拡充を図り、受入・派遣プログラムの充実を図る。 ・国際レベルでの共同研究を推進する。 ・国際会議・国際シンポジウム等での発表のための資金的支援制度を検討し、教員の国際的な活動を推進する。 <p>(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <p>診療水準及び診療の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒後臨床研修において到達すべき臨床能力のレベルを明確に示し、その達成を支援する体制を整える。 ・医師、看護師に最新の医療知識の修得を勧め、さらに専門医、認定医の取得を奨励する。 ・EBM(Evidence-Based Medicine), EBN(Evidence-Based Nursing)の実践を図る。 ・高度先進医療の開発を支援する体制を強化する。 ・医学工学の融合領域で開発された高度先進医療の実践を推進する。 ・医療福祉支援センター、医療福祉相談、提供した医療に対する苦情を受ける窓口を整備する。 ・継続的なアンケートによる入院患者満足度調査を実施し、提供した医療に対する評価を4半期ごとに診療科、部門に提示し検討する。 ・疾患ごとの生存率、平均在院日数、平均医療費等の公開を検討する。 <p>診療実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p>
--	--

- ・臓器別診療体制を確立する。
- ・各診療科間の協力体制をより密接にする。

・安全な医療体制の整備を推進する。

・効率的な医療を推進する。

・専門的で高度な医療に対応する。

- ・地域医療に貢献する。
- ・卒後臨床研修体制の充実を図る。
- ・患者サービス体制の整備を図る。

診療における社会との連携等に関する目標

- ・地域中核病院として地域医療に貢献する。
- ・地域に対して最新の医学知識を提供する。

(3) 附属学校に関する目標

教育活動の基本方針

- ・大学・学部との連携・協力体制のもとで、実践的能力をもち、子どもが見える教員の養成機能を発揮できる体制作りを目指す。
- ・地域社会のカリキュラムセンターとしての機能を充実する。
- ・児童・生徒および教育環境への医学的ケアを充実する。

学校運営の改善の方向性

- ・地域社会に開かれた附属学校園の運営改善を図るための体制作りを検討する。

- ・標榜診療科を臓器別に再編し、専門外来を理解しやすくする。
- ・コンサルテーション・リエゾンサービスの充実を図り、専門性を活かしたチーム医療の実践を行う。
- ・安全管理室を中心とした、医療事故予防対策を推進する。
- ・情報システムにより、患者認証、実施確認のシステムを強化し安全対策を支援する。
- ・クリニカルパスの導入を促進し、在院日数の短縮を図る。
- ・難治性疾患の治療を行える設備体制を整備する。
- ・高度先進医療、医学工学融合の研究により開発された医療を実践する。
- ・三次救急医療機関として、重症患者の受け入れを行う。
- ・病診・病病連携を強化する。
- ・医療福祉支援センターに、地域連携室を整備し地域医療機関との連携を図る。
- ・卒後臨床研修センターの設置を検討し、研修体制の整備を図る。
- ・栄養管理部門の充実を図り、患者サービスを推進するとともに、院内・院外に対する栄養相談体制の構築を図る。
- ・分かりやすい案内表示、清潔な室内環境の整備を推進する。

診療における社会との連携等に関する目標を達成するための措置

- ・地域における三次救急医療機関として、重症患者の診療に積極的に関与する。
- ・地域医療機関からの照会について、専門的立場から支援する。
- ・関連病院間での専用回線を利用した遠隔カンファランスを実施する。
- ・テレビ、新聞、広報誌等を通じた医療知識の提供を積極的に実施する。
- ・地域、職場、学校等の公共機関における講演会やカウンセリングを実施する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- ・大学・学部と附属学校園との連携・協力体制をさらに整備する。
- ・附属学校園間の交流・連携教育を充実する。
- ・附属学校園のカリキュラムを学部等と協力して作成する。
- ・実践的教育プログラムを学部等と協力して開発する。
- ・学部生・大学院生のカリキュラムに附属学校園での実践的プログラムを導入する。
- ・児童・生徒及び教育環境等への医学的見地からのサポート体制を整備する。
- ・外国人留学生による補助教育の充実により、児童・生徒の国際的資質開発を図る。

学校運営の改善に関する具体的方策

- ・附属学校園の組織体制を検討する。
- ・保護者、OBなどによる地域の意見を学校運営に反映させることなどにより、附属学校園の効率的な運営を図るための体制を充実する。

附属学校園の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

<p>(4) 附属図書館に関する目標 図書館機能を充実する。</p> <p>学術資料、学術研究成果を地域へ還元する。</p> <p>(5) 学内共同教育研究施設等に関する目標 学内共同教育研究施設等を整備・充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・面接・学力検査などによる総合的な選考方法について検討する。 公立学校との人事交流に対応した体系的な教員研修に関する具体的方策 ・教員の人事交流に対応した研修制度・サポート体制の充実を図る。 ・公立学校教員の研修の場としての附属学校園の機能を充実する。 地域との連携・協力の強化に関する具体的方策 ・地域コミュニティセンター（仮称）の整備などを検討し、地域交流の推進を図る。 附属学校園の学習環境・安全管理に関する具体的方策 ・附属学校園の学習環境及び安全管理体制の整備・充実を図る。 <p>(4) 附属図書館に関する目標を達成するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料の集中的管理を行い、全学的に利用できるよう効率的運用を図る。 ・教育・学習に必要な図書館資料の整備・充実を図る。 ・情報リテラシー教育の支援を推進する。 ・外国人留学生のための図書資料及び利用環境の整備を図る。 ・図書館資料の目録電子化・データベース化・コンテンツの電子化を推進する。 ・学内の情報関連部署との連携を図る。 ・定型業務のアウトソーシングを推進する。 ・ユビキタス社会に対応した情報サービスの展開を図る。 ・学外利用者のための利用スペースを改善し、イベントを通じての地域貢献事業を実施する。 ・子ども図書室などを利用した地域貢献事業を実施する。 ・図書館施設の環境整備に努める。 <p>(5) 学内共同教育研究施設等に関する目標を達成するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内共同教育研究施設等の内容・機能や運営方法を抜本的に見直し、その再編を図るとともに、重点的・個性的な整備を行う。 ・大型設備や特殊機器、研究補助者や技術支援者などを集中的に配置・整備し、多くの研究者が共同して利用できる研究支援センターの整備を検討する。 ・学部・大学院・研究センター等を横断的に組織したプロジェクト研究を実施する支援体制を検討する。 ・全学的情報共有・情報交換システムの整備・充実を図る。 ・国家的研究プロジェクトを推進する。 ・融合学際型研究の推進に寄与するため、幅広い教育研究支援業務を展開する。
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の改善に関する目標</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p>

<p>効果的な組織運営に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長のリーダーシップの発揮する仕組みと迅速な意思形成の体制作りを検討する。 <p>戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的研究への重点的学内資源配分を目指す。 <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <p>教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな教育研究分野の創設を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究組織の在り方についての検討を推進する。 	<p>全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長を補佐する体制を見直し、企画・立案機能の充実・強化を図る。 ・学外の有識者の意見等を反映させるための仕組みを検討する。 <p>学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部長を補佐する体制の充実・強化を図る。 ・学外の有識者の意見等を反映させるための仕組みを検討する。 <p>運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機動的な大学運営を行うために、理事の下に委員会を常置し、役員会、経営協議会及び教育研究評議会の審議の円滑化を図る。 <p>教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員と事務職員等が一体となった管理運営体制の整備を図る。 <p>全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略上重要な研究プロジェクトに関しては、重点的に学内資源を配分する制度を確立する。 <p>学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営コンサルタント・顧問弁護士等有資格者の登用制度について検討する。 <p>内部監査機能の充実に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査システムを構築する。 <p>国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営に関し、他の国立大学と連携を図るシステムを検討する。 <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究組織は学部の自主性を踏まえながら、全学的な視野に立ち、大学全体の課題として検討する。 <p>教育研究組織の見直しの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究組織の見直しについては、適正規模、地域の要請及び将来の方向を十分配慮した改革を進める。
---	---

3 人事の適正化に関する目標

戦略的・効果的な人的資源の活用に関する基本方針
・教員の流動性の向上と多様化に対応した選考を目指す。

男女共同参画と国際化に関する基本方針
・男女共同参画と国際化を推進する。

柔軟かつ多様な人事システムの構築に関する基本方針
・学内に客観的な評価組織を置き、教育、研究の適正な評価システムを導入し、時代に対応した人材の登用を目指す。
・事務職員等の適正な評価を目指す（SD）

事務職員等の採用・養成・人事交流・適正配置に関する基本方針
・事務職員等の独自の任用制度の確立を目指す。

・事務組織の円滑な運営のため、適正な人員配置を計画する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務処理の効率化・合理化に関する基本方針
・効率的な意思決定が可能でかつ機動的である事務組織を構築し、合理的な業務体制を整備する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

戦略的・効果的な人的資源の活用に関する具体的方策
・学長が計画的に管理できる定員を確保し、重点的に配置できるシステムを構築する。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
・優秀な教員を採用するため、給与体系の一部に年俸制の導入を検討する。
・他大学及び民間企業等との人事交流体制の導入を検討し、人事の活性化を図る。

任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策
・特色ある研究プロジェクト等を立ち上げるため、教員の任期制について検討する。
・教員公募を国内、国外を対象に行うことを検討する。

男女共同参画と国際化に関する具体的方策
・女性教員の登用と育成を推進する。
・女性教職員採用の促進と確保のための環境を整備する。
・外国人教員の適正な配置を推進する。

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策
・教員の教育・研究等の業績評価を適正に行えるシステムの構築について検討する。

・事務職員等を客観的に評価するシステムの構築について検討する。

事務職員等の採用・養成・人事交流・適正配置に関する具体的方策

・事務職員等の新規採用については、原則として公募制による選考とする。
・労務管理、財務会計、サービス業務など専門的能力を身につけるための各種研修制度の導入を推進する。
・国際化の推進に向けて、事務職員等にも長期の海外研修制度の導入について検討する。
・事務職員等のうち学科・教室事務の配置を見直し、業務の円滑な運営を推進する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務処理の効率化・合理化に関する具体的方策
・意思形成のスピードアップ、事務処理の簡素化に相応した事務組織体制を構築する。
・管理運営部門、サービス部門の在り方について検討する。
・柔軟な人員管理を行い、新規事業に対し、人員の特別配置について検討する。
・電子事務局構想の具体化を検討し、全学的な情報化を推進する。

<p>事務組織の機能・編成の見直しに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務組織の合理化を図る。 ・教員と事務職員等の責任体制の構築を図る。 <p>職場環境の整備に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場環境の適切な体制を目指す。 	<p>業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトソーシングが可能な業務について、整理検討し、可能な業務はアウトソーシングを行い、経費の節減を図る。 <p>事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能的・効率的な事務組織に再編する。 ・教員と事務職員等の業務の分担と責任の明確化を図る。 <p>職場環境の整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な職場環境を構築するため保健管理センターにおいて、心身の問題に関する相談体制の充実を図る。 ・職場内の問題、トラブル解決のための体制を整備する。
<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>外部研究資金、施設使用料、知的財産による収入などによって、自己収入の増加に努める。</p> <p>教員の個人的な外部資金獲得活動に加え、新たに外部資金獲得のための組織を整備し、組織的な活動を展開することで、積極的に自己収入の増加に努める。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>ISO14001の導入、維持、管理的業務の効率化、合理化により、管理的経費の削減を目指す。</p> <p>管理業務の節減を行うとともに効率的な施設運営を行</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教員の外部資金獲得実績を評価するシステムを検討する。 ・知的財産経営戦略本部、(株)山梨ティー・エル・オー、地域共同開発研究センター、国際研究協力課が連携し、知的財産を核として、事業を展開することにより、民間等からの外部資金の増額を図る。 <p>収入を伴う事業の実施に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員に対する各種情報提供等の体制を整備する。 ・教員の研究業績、研究領域を常時外部に提供できるシステムを構築する。 ・同窓会組織との連携充実を図る。 ・地方自治体との連絡会を充実し、積極的に共同事業を展開できる体制を構築する。 ・学生のニーズ等を踏まえた収益事業等の検討を行う。 ・体育施設、講義室、その他多目的施設等各種機器類の貸し出しによる増収を図る。 ・各分野の受託可能な研究項目や研究内容、研究成果を広く外部に公開するシステムを構築する。 ・附属病院の経営改善による一般診療収入の増額と施設・設備等の利用による病院実習生、研修生の積極的受入れや民間からの受託研究などによる自己収入の増額を図る。 ・治験センターを臨床研究連携推進部に改組し、医薬品に係る臨床研究契約だけでなく、病院実習生、研修生の積極的受入、民間との共同研究などの推進による外部資金の増加を図る。 <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>管理的経費の抑制に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001の認証取得機関としてその維持を行うことにより、光熱水料等の管理的経費の抑制を継続する。 ・委託契約等については、契約内容の見直しとコスト分析を行い、経費抑制を図る。

<p>うこと等により、固定的な経費の節減を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 大型特別設備の共同利用、学術資料等の附属図書館における集中管理、研究室等の改修による有効利用等により、資産の効率的運用を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の取扱い等に関する利用者講習会や機器の管理体制を強化し、機器の管理的経費の抑制を図る。 ・物流管理システム導入により、詳細な医療材料の購入、消費などの流通情報を得、また、管理会計システムの導入により、診療科別、部門別の収支分析が可能となり、具体的に詳細な経費抑制及びタイムリーな経営管理の実現を図る。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究室の改修により、大部屋化を図るなど、非固定的スペースを創出し、共同利用化を図る。 ・資産目録などを作成し、情報として公開する。 ・既存施設の点検評価を実施し、有効利用についての検討を行い、効率的運用を推進する。 ・医療機器の共有化を図るため、統一的な管理体制が行える資産管理用システムを開発し、資産の効率的運用を行うため現在のMEセンターの機能を整備、充実する。
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標 自己点検・評価及び第三者による外部評価を厳正に実施する。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標 大学の情報を積極的に公開・提供する。</p> <p>戦略的な広報手段・体制の確立を図る。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 自己点検・評価の改善に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる活動に関して常時評価できる体制として、大学評価本部を立ち上げ、それぞれの組織のPDCAが回せるよう、また、見直しのための情報を提供できる体制を整える。 ・自己点検・評価は必要に応じて、学生による授業評価は2年に一度実施する。 ・大学評価の結果については、社会に公表し、学内の教育・研究にフィードバックする。 <p>評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果に基づき改善勧告及び顕彰を行い、改善計画の提出を求め、改善状況のフォローアップを行う現行の評価システムをさらに充実する。 ・点検・評価に必要な各種データベースを一元的に収集・管理するシステムを構築する。 ・ISO14001の推進・維持を行うことにより、学内の環境活動の評価の充実に努める。 <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学情報のデータベース化を含め、速やかに公開できるシステムの構築を図る。 ・大学の保有する情報の特性を最大限考慮し、必要なデータが提供できる情報管理の在り方を研究、確立する。 ・ホームページ等の充実を図り、積極的に大学情報の発信を行う。 <p>戦略的な広報手段・体制の確立を図る具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報手段・体制を見直し、将来必要とされる戦略的な広報活動の研究を行い、新たな広

<p>情報公開法の効率的・効果的な対応を図る。</p>	<p>報体制を確立する。 ・効果的な広報活動についての検証を行うための評価システムの研究を行う。</p> <p>情報公開法の効率的・効果的な対応を図る具体的方策 ・情報公開法に基づく開示請求に即応できる行政文書等の文書管理システムを確立する。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設・設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>良好なキャンパス環境を形成するための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的研究分野とともに世界水準に対応する新分野の教育研究環境の整備を行い、教育研究の活性化・社会貢献を推進する。 ・計画的な施設・設備の整備と既存施設の有効活用を図る。 ・豊かな心と独創性をもち、国際社会・地域社会に貢献できる人材を養成する場として潤いのあるキャンパス環境の整備を行う。 ・先端医療に対応した附属病院施設の整備と、地域高度医療施設のさらなる充実を図る整備を計画的に行う。 ・施設・設備の効率的運用のため、老朽化建物・設備の維持管理、施設のスペース管理、土地の有効利用を図る。 <p>2 安全管理に関する目標</p> <p>実験・実習・実技に関する安全管理のための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全教育、事故予防措置等について安全計画を策定し、周知、徹底を図る。 <p>職員の安全管理のための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の安全と健康管理を図る。 	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設・設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>施設等の整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の品質・供給・財務を統括した施設運営管理体制を確立し、教育研究の基盤となる施設の効率的・効果的運用を目指した施設マネジメントを推進する。 ・教育研究の進展に対応し長期・中期の施設整備計画を策定する。 ・大学院医学工学総合研究部・教育部のための教育研究棟の整備計画の推進に努める。 ・PFI事業等、施設整備の新たな整備手法の導入について検討する。 ・教育研究の場として、また、生活の場として、活気に満ち、かつ魅力あるキャンパス環境の実現を図る。 ・バリアフリーに配慮した施設・設備の見直しを行い、ユニバーサルデザインを念頭に施設整備を行う。 ・病棟改修等を含めた耐震性能を確保し、より快適で高度先進医療を提供できる先端医療に対応した病院再整備計画の推進に努める。 <p>施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の点検評価を定期的を実施し、全学共通スペースの確保等、既存施設の有効活用を施設マネジメントの一環として推進する。 ・既存施設・設備の老朽度など現状把握に努め、予防保全を図ることなどにより、施設の長寿命化を推進する。 ・施設・設備の維持保全において、エネルギー管理や契約方法の改善等及び全学的に情報公開を行うことによりコスト削減に努める。 <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>学生等の安全確保等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生及び職員の安全確保のため、施設・設備の安全点検を定期的実施するとともに、安全マニュアルの見直しを行い、労働安全衛生法を踏まえた安全マニュアルに改訂する。また、改訂マニュアルを活用し、学生への安全・事故防止教育を徹底する。 ・学生の実技器具等の点検整備を行うとともに、実技前の準備運動の実施を徹底する。 ・学生傷害保険への加入を推進する。 <p>職員の安全管理のための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の安全確保と健康管理に関するマニュアルを作成する。

<p>学生の課外活動等に関する安全管理のための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サークル等の日常的な活動の適正かつ安全な運営を図る。 <p>構内における学生の身体・財産等に関する安全管理のための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に対する対策を立て、安全なキャンパスづくりを目指し、防犯体制の実施及び地域との協力体制を確立し、学校施設の安全管理を策定する。 <p>労働安全衛生法を踏まえた安全管理のための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬品、放射線、廃棄物等の管理体制、安全教育のシステムを確立する。 <p>附属病院における安全管理のための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療事故防止対策、感染防止対策、防災対策に努め、医療従事者と患者との信頼関係を維持する。また、医療安全対策、感染対策、防災対策を総括して管理する機関を構築し、各対策が効率よく達成できるように努める。 	<p>学生の課外活動等に関する安全管理に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダー研修を恒常的に実施し、各サークル責任者のリーダーシップの育成や危機管理意識の高揚を図る。 ・高度な技術を持つ指導者又は顧問教員の同行などを検討し、危険を伴う活動等に対応する。 <p>構内における学生の身体・財産等に関する安全管理に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部侵入者による学生への身体的危害等の防止のため、防犯設備の整備と防犯意識の確立を図る。 ・学生の財産的被害の防止のため、防犯環境の整備と自己防衛意識の確立を図る。 ・地域防災拠点としての地震や火災時の避難・誘導體制等の防災マニュアルの作成及び地方自治体との防災ネットワークの構築を図る。 ・省エネルギーなど環境負荷を組織的に抑えるため ISO14001 国際規格を基本にした山梨大学環境マネジメントシステムを充実する。 <p>労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法等に対応した安全管理体制の整備を行うとともに、劇物等の使用管理に関するシステムを検討する。 <p>附属病院における安全管理・事故防止に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療事故防止、感染防止、防災対策に関する教職員への教育、マニュアルの整備及びその適時改正を実施する。また、リスクマネジメント体制の整備と組織強化を検討し、実施する。 ・病院の医療に係わる安全対策の業務を行う医療安全対策委員会、病院の感染対策の業務を行う感染対策委員会、病院の防災対策業務を行う防災対策委員会を整備する。また、これらの委員会を総括するために安全管理部を設置し、各委員会の業務の円滑化と密接な連携を目指す。
	<p>予算（人件費の見積りを含む）収支計画及び資金計画 別紙参照</p>

	<p>短期借入金の限度額 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 27億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることも想定される。</p>						
	<p>重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ・重要な財産を譲渡する計画 職員宿舎の土地の一部（山梨県中巨摩郡玉穂町成島1,559-1、16.38㎡）を譲渡する。 ・担保に供する計画 附属病院の設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学附属病院の敷地及び建物について担保に供する。</p>						
	<p>剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、 ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善 ・職員に対するインセンティブ に充てる。</p>						
	<p>その他 1 施設・設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="1003 963 2007 1149"> <thead> <tr> <th>設備の内容</th> <th>予定額（百万円）</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・高機能・安全手術システム ・小規模改修</td> <td>総額 730</td> <td>施設整備費補助金（306） 長期借入金（424）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1） 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。 （注2） 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定さ</p>	設備の内容	予定額（百万円）	財 源	・高機能・安全手術システム ・小規模改修	総額 730	施設整備費補助金（306） 長期借入金（424）
設備の内容	予定額（百万円）	財 源					
・高機能・安全手術システム ・小規模改修	総額 730	施設整備費補助金（306） 長期借入金（424）					

れる。

2 人事に関する計画

人事方針について

1) 教員人事について

全学の教員定数管理、教員組織改編等に係る定員移動等、教員の定数配分等については、大学、学部等の理念・目標・将来計画等の方針及び基本的な目標に基づき、適正に行う。

教員の流動化を図り、教育研究を一層活性化するために可能な限り任期制を活用する。

国際交流を推進するため、若手教員の海外派遣や外国人の採用等の環境を整備し、ひいては、世界に通用する学生の輩出に努める。

教員の総合的業績評価を行う人事評価システムを導入する。

2) 教員以外の職員の人事について

事務職員については、大学の企画運営部門に深く携わる専門職能集団としての機能を発揮する必要があるため、民間企業も含めた他機関からの登用など、幅広く人材を求めるほか、職員にその資質を開発させるため、他機関との人事交流(概ね3年)を推進するなど、計画的な人材養成を行う。

事務職員、技術職員についても、能力開発のために必要な研修等の制度の整備を図る。

事務職員、技術職員については、より効果的な人事評価方法を構築し、その活用を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 78,614百万円(退職手当は除く。)

3 中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

(単位:百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還金額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	476	488	543	543	543	543	3,136	3,915	7,051

学部等の記載

(別紙)

中期目標		中期計画		
別表(学部、研究科等)		別表(収容定員)		
学部	教育人間科学部 医学部 工学部	平成 16 年 度	教育人間科学部 800人 (うち教員養成に係る分野400人) 医学部 860人 (うち医師養成に係る分野600人) 工学部 1,980人 教育学研究科 84人 (うち修士課程84人) 医学工学総合教育部767人 〔うち修士課程500人〕 博士課程267人	
研究科等	教育学研究科 医学工学総合研究部・教育部 特殊教育特別専攻科		平成 17 年 度	教育人間科学部 800人 (うち教員養成に係る分野400人) 医学部 860人 (うち医師養成に係る分野600人) 工学部 1,840人 教育学研究科 84人 (うち修士課程84人) 医学工学総合教育部809人 〔うち修士課程500人〕 博士課程309人
			平成 18 年 度	教育人間科学部 800人 (うち教員養成に係る分野400人) 医学部 860人 (うち医師養成に係る分野600人) 工学部 1,800人 教育学研究科 84人 (うち修士課程84人)

		<p>医学工学総合教育部 812人 [うち修士課程 500人 博士課程 312人]</p>
平成19年度		<p>教育人間科学部 800人 (うち教員養成に係る分野 400人) 医学部 860人 (うち医師養成に係る分野 600人) 工学部 1,800人 教育学研究科 84人 (うち修士課程 84人) 医学工学総合教育部 812人 [うち修士課程 500人 博士課程 312人]</p>
平成20年度		<p>教育人間科学部 800人 (うち教員養成に係る分野 400人) 医学部 860人 (うち医師養成に係る分野 600人) 工学部 1,800人 教育学研究科 84人 (うち修士課程 84人) 医学工学総合教育部 812人 [うち修士課程 500人 博士課程 312人]</p>
平成21年度		<p>教育人間科学部 800人 (うち教員養成に係る分野 400人) 医学部 860人 (うち医師養成に係る分野 600人) 工学部 1,800人 教育学研究科 84人 (うち修士課程 84人) 医学工学総合教育部 812人 [うち修士課程 500人 博士課程 312人]</p>

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。),収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

国立大学法人山梨大学
(単位 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	60,433
施設整備費補助金	306
船舶建造補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	756
国立大学財務経営センター施設費交付金	0
自己収入	84,718
授業料及び入学金検定料収入	17,351
附属病院収入	66,654
財産処分収入	0
雑収入	713
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	9,129
長期借入金収入	424
計	155,766
支出	
業務費	136,836
教育研究経費	56,622
診療経費	58,885
一般管理費	21,329
施設整備費	730
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	9,129
長期借入金償還金	9,071
計	155,766

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額 78,614百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積もりについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人山梨大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成課程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

〔運営費交付金の算定ルール〕

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

〔学部教育等標準運営費交付金対象事業費〕

「一般管理費」管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営費の総額。L(y-1)は直前の事業年度におけるL(y)。

「学部・大学院教育研究経費」学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「附属学校教育研究経費」附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「教育等施設基盤経費」教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F(y-1)は、直前の事業年度におけるF(y)。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

「入学料収入」当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)

「授業料収入」当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

〔特定運営費交付金対象事業費〕

「学部・大学院教育研究経費」学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。

「附属学校教育研究経費」附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。

「教育研究診療経費」附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

「附置研究所経費」附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

「附属施設等経費」附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

「特別教育研究経費」特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

「その他収入」検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

「一般診療経費」附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期同額

「債務償還経費」債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

「附属病院特殊要因経費」附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

「附属病院収入」附属病院収入。J(y-1)は直前の事業年度におけるJ(y)。

$$\boxed{\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)}$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) - D(x)\} \times (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times (\text{係数}) \pm (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y): 学部・大学院教育研究経費()、附属学校教育研究経費()を対象。

E(y): 教育研究診療経費()、附置研究所経費()、附属施設等経費()を対象。

F(y): 教育等施設基盤経費()を対象。

G(y): 特別教育研究経費()を対象。

H(y): 入学金収入()、授業料収入()、その他収入()を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times (\text{係数}) - J'(y)]$$

I(y): 一般診療経費()、債務償還経費()、附属病院特殊要因経費()を対象。

J(y): 附属病院収入()を対象。(J'(y)は、平成16年度附属病院収入予算額。K(y)は、経営改善額。)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times (\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y): 一般管理費()を対象。

M(y): 特殊要因経費()を対象。

【諸係数】

- (アルファ) : 効率化係数。1%とする。
- (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
- (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。
- (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、長期借入金収入は、「施設 設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、過去の実績等に基づき試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、中期計画を達成するため必要となる経費を試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2.収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

国立大学法人山梨大学
(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	151,103
業務費	141,951
教育研究経費	15,131
診療経費	36,887
受託研究費等	6,229
役員人件費	926
教員人件費	44,344
職員人件費	38,434
一般管理費	2,262
財務費用	1,631
雑損	0
減価償却費	5,259
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	155,519
運営費交付金	59,080
授業料収入	14,585
入学金収益	2,163
検定料収益	603
附属病院収益	66,654
受託研究等収益	6,229
寄附金収益	2,501
財務収益	0
雑益	713
資産見返運営費交付金等戻入	812
資産見返寄附金戻入	239
資産見返物品受贈額戻入	1,940
臨時利益	0
純利益	4,416
総利益	4,416

3.資金計画

国立大学法人山梨大学
(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	156,801
業務活動による支出	143,679
投資活動による支出	3,016
財務活動による支出	9,071
次期中期目標期間への繰越金	1,035
資金収入	156,801
業務活動による収入	154,280
運営費交付金による収入	60,433
授業料及び入学金検定料による収入	17,351
附属病院収入	66,654
受託研究等収入	6,229
寄附金収入	2,900
その他の収入	713
投資活動による収入	1,062
施設費による収入	1,062
その他の収入	0
財務活動による収入	424
前期中期目標期間よりの繰越金	1,035

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込額1,035百万円が含まれている。